復興特区の仕組みと運用・改正の課題（2）

斎　藤　　浩*

目　　次

はじめに
第1　三特区法をめぐる論点（総論）
第2　復興特区法の概要　1～3　（以上，341号）
　　4　特区の呼称及び捉え方
　　5　基本方針方式
第3　復興推進計画
第4　復興整備計画
第5　復興交付金事業計画　（以上，本号）
第6　復興特区法の評価
第7　復興特区法の運用と改正にむけての提言

第2　復興特区法の概要（続き）

4　特区の呼称及び捉え方

筆者の復興特区法（以下「法」ともいう。）における特区の概念理解は，1で述べたように，あらかじめ法施行令で指定された11道県227市町村（特定地方公共団体）が，単独又は共同して復興推進計画事業，復興整備計画事業，復興交付金事業を実施する場合の当該特定地方公共団体中の特定の区域に対し，特定の事業の種類を結びつけて○○特区と呼ぶというものである。

この理解は，復興特別区域基本方針（以下「基本方針」ともいう。）では維持されている。

＊　さいとう・ひろし　立命館大学大学院法務研究科教授

しかし筆者が本稿執筆時までにヒアリング[1)]した県市においては共通して維持されていなかった。つまり違っていた。

岩手県，宮城県，仙台市においては復興推進計画事業のことを特区と呼び，他の2事業のことは特区とは呼ばず，担当部署も異なっていた。たとえば復興庁のホームページでは「宮城第1号：宮城県及び関係市町村から申請された税制上の特例措置を講じる復興推進計画（2月9日認定）（5月25日変更認定）」と記載されている計画が，宮城県の資料では「宮城第1号（民間投資促進特区ものづくり産業版）」とされている。

また復興庁のホームページを見ると，筆者の概念理解は正解でもあり外れでもあるようなあいまいな気分にもなる。すなわち，現状での復興庁のホームページでは目次部分に，「復興特別区域法」と「復興交付金制度」が同格のように並べられているからである。

この呼称問題は意外と重要なことであるのかもしれない。そのことは時期をずらして書くことになる本稿の第6でもう一度取り上げることとしたい。

5　基本方針方式

法は2章3条で復興特別区域基本方針の規定を置き，政府にその制定を命じ，閣議決定をその要件としている。

基本方針はpdfファイル62頁に及ぶ膨大な量で，本稿の第3～5の内容はほとんどと言っていいほど基本方針の内容の説明とその評価に費やすことになる。

基本方針とは何なのか。この基本方針は閣議決定されるから政令なのか，他の法律にも様々な基本方針があるが違いは何なのか。最近の立法におけるその多さは基本方針方式とでも言えるほどの量である。そもそも基本方針は行政法学ではどのように論じられているのかを概観してから，復

1）　筆者は2012年5月11日～14日，岩手県，福島県，宮城県を調査し，そのうち，岩手県，宮城県，仙台市については担当部局から震災特区の現状をヒアリングした。

興特別区域法での基本方針の性格を考究しなければならないであろう。

基本方針を行政法の教科書が正面から取り上げていることはない[2)]。碓井光明教授が論点の整理をしておられ，便宜である[3)]。その成果を乱暴に要約すれば，基本方針の定め方は法律によって様々であるから，当該法律での法的特徴を考究すべきであると言うことだと思われる。

それでは，東日本大震災復興特別区域法２章３条における基本方針の性格はなんぞや。それを考えるヒントは当該基本方針の中に滲みだしているように思われる。

本稿の第３の６で述べるが基本方針が次のように言うところにそれはあらわれている（「復興推進計画の認定に関する基本的事項」の「関係行政機関の長による同意の手段」の箇所）。

「法３章２節の規定による規制の特例については，関係行政機関の長は，復興推進計画に記載された特例の内容が基本方針の別表に定める『同意の要件』及びこれについて規定した同別表に則して定められる法令に適合していれば，復興推進計画に記載された特例の内容が，同別表に定める『特例の内容』及びこれについて規定した同別表に則して定められる法令に反する場合を除き，同意するものとする。」とされている。

すなわち，各推進計画が記載する特例の内容は，「基本方針に則して定められる法令に適合」しているかどうかで判断されるというのである。換言すれば復興特区法と基本方針に基づいて各単行法令が特例を設けるのであり，各推進計画の審査は特例としての各単行法令に基づいておこなわれるということである。つまり基本方針は復興特区法とともに各単行法令の制定・改廃に拘束力を持ち，単行法令にもとづきおこなわれる行政の行為

2） 宇賀克也「行政法概説Ⅰ　４版」（有斐閣，2011年，292頁）は，行政計画の論述の中で，集落地域整備法を論じ，その基本方針に注を打ち，基本方針の文献を挙げると言う不思議な書き方をしている，著者自身が基本方針とはと論じているわけではない。

3） 碓井光明「法律に基づく『基本方針』――行政計画との関係を中心とする序論的考察」（明治大学法科大学院論集５号１頁，2008年）。なお同論文によると，小幡雅男教授が「基本方針法」という研究をされているとのことで，追って勉強したい。

に直接の効力は持たない，ということである。

この理解が正しいとしても，それは復興特区法の基本方針に関することであり，基本方針一般論であるかどうかを論ずる能力は筆者にはまだない。ましてこの理解が正しいかどうかもさだかではない。今後の法実践のなかで考察し続けたい。

なお本稿脱稿時には，基本方針の改定案が出されパブリックコメントが募集されている（公示2012年６月20日，締切同年７月３日）が，見たところ大勢に影響はない。

第３　復興推進計画

概要は本稿の第２で述べた。

法は定義規定（２条）で復興推進計画を正面から定義せず，認定規定（４条）で内容を示して定義に代えている。

１　推進計画認定申請の主体

法４条１項に基づき，特別な定めがある場合を除き，当該復興推進計画に基づく事業を実施する場所をその区域に含む特定地方公共団体が申請する。

筆者は，すでに述べ，のちに争訟方法のところでも述べるように，直接利益・不利益を受ける住民や民間事業者でなく地方公共団体が申請する制度にすることについては，構造改革特区具体化の際，行政内部で大きな考え方の相違があり，その一方の考えが今の方式になったものであり，それは特区方式を国民や事業者からの争訟から守るように（要するに争訟に乗りにくいように）作られたものと考えている。

申請の手続や添付書類は，震災特区法とその下位法令に定められており，それに従うことは当然であるが，煩雑な手続とマンパワーを要することから，前述した国の地方への援助が不可欠なものと考える。

どれほどマンパワーが自治体に不足し，その中でどのように復興計画ができていくかをリアルに語った岩手県陸前高田市の広田地区に関する報告をみてみよう[4)]。

「住民・自治体・プランナー/陸前高田市広田地区を事例に」 神谷秀美

- 昭和30年代に８つの町が合併して誕生した陸前高田市ですが，その復興は，高田地区を中心とする市街地の問題と，広田地区などの集落の問題の両者に分かれます。ここでは半島部分にある広田地区（10ほどの集落よりなり，合計住宅数が1101戸だが，うち333戸が被災した）を事例にお話しします。私は昨年４月から集落を中心に被災地に入り，いろんな経緯の中で４大学（明大・東大・法政大・中大）による支援グループとも連携して活動してきています。
- 地元に入ると様々な質問が出てくる。住まいを移転したり再建したりするとしたら，どんな方法があるのか等に問われるままに答えていくと，段々に住民たちの方が行政職員より情報・知識をたくさん持つ事態になってくる。職員は（高田の場合，職員の３割ほどが亡くなっていることもあって）手不足，山ほどの慣れない仕事の連続で復興にかかわる事業の勉強をする時間も余力もない。
- 住民は行政にがんがんものを言う。そうすると職員は住民の声を圧力と感じてしまい，対応を避けようとする傾向が出る。広田では昨秋に，20代～40代という若手が中心の「集団移転協議会」が元からの団体である「コミュニティ推進協議会」と連名で，自分たちの手で書いた要望書を市長に提出するに至りました。行政がこれに対応できずにいるうちに，年末には住民と行政に，対立の構図さえ窺われるようになった。

4） この記録は2012年４月22日に東京旭化成ファミリーホールでおこなわれた NPO「り・らいふ研究会」主催のシンポジウム「『復興の現場から～被災後１年の今』」のものである。筆者はこれを同研究会理事長高見澤邦郎首都大学東京名誉教授からいただいた。

- しかし年が明けてからこの構図が変わり，市からこちら（神谷）に内閣府の派遣制度を使って広田に入ってくれとの依頼が来た。実質的には7日間だったが形式的には2月～3月に4回地元に入り，協議会によるマスタープランづくりの支援をした。このマスタープランは住民がどんな夢や希望を持っているのか，主体的に何に取り組むつもりかを書くことを基本としている。行政に要求ばかりしても，カネがない，人がないとされて実現は遠く，対立や落胆を生んでしまう。今後，住民によるこのマスタープランと市の復興計画が，対立するものとしてではなく，調和点を見いだすためのものとして機能していきそうとの印象を持っている。
- こういった経緯の中で今やっていることは何かというと，住民がこれからの暮らしを自ら考える上での情報提供，地元の合意づくりと住民側プランの作成，住民と行政の間を通訳するといった当然の役割に加え，外から入るいろんな支援活動が相互に齟齬を来さないように調整したり，縦割り行政を庁内調整する役割まで多岐にわたるようになっている。このままこれらすべてに対応していくことは出来ませんが。

ここで語られている陸前高田市は，岩手県の「産業再生復興推進計画」，「保険・医療・福祉復興推進計画」に入っている。基礎自治体と県，復興局との連携が重要となる。

2　申請までの手続1　地域協議会

本稿第2の3⑸でみたように，法4条6項に基づき，必要な場合は地域協議会にかけることになる。

3　申請までの手続2　関係地方公共団体等の意見聴取等

法4条3項に基づき，認定申請に当たっては，関係地方公共団体及び当

該復興推進計画に記載された復興推進事業の実施主体の意見を聴くこととなっている。

聴く範囲は計画策定団体の判断で，例外なども定められているが，この手続は特区の性格上重要なものである。できるだけ多く実施されることが望まれる。

4　実施主体等による提案

復興推進計画の区域において，復興推進事業を実施しようとする者又は当該区域における復興推進事業の実施に関し密接な関係を有する者（民間企業，NPO，個人事業主等の民間主体を含む。）は，特定地方公共団体に対して，法 4 条 4 項に基づき，申請の提案をすることができるものとされ，提案の帰趨を提案者に通知する必要が明記されている。この提案制度をどれほど広く深く実施できるかにより，被災者の要求が推進計画に盛り込めるかどうかの鍵となろう。

5　復興推進計画の認定基準

法 4 条 9 項各号に定める基準について，基本方針には言及があるが抽象の域を脱していない。

抽象基準は認定者が積極方針を持っている場合には良いが，逆の場合は何も進まないことになる。筆者のヒアリングでは，申請と認定をめぐる時間のかかり方や，宮城県の民間投資促進復興推進計画（IT 産業版）をめぐり，それに仙台市を入れることにつき国の抵抗があるなどの話題（国は IT 集積の大都市部集中に抵抗しているとのこと）があった。

この認定基準の是非については，行政手続法（「行手法」ともいう）の申請に対する審査基準（同法 5 条）に関する学説・判例の説くところを参照すべきである。

同法 5 条の眼目は基準が具体的であり，それを公表しているかどうかである。

この行手法の論議は最判平成23.6.7が出たことにより深められている。すなわちこの判決の要旨は最高裁民事判例集によればつぎのようなものである。建築士法（平成18年法律第92号による改正前のもの）10条１項２号及び３号に基づいてされた一級建築士免許取消処分の通知書において，処分の理由として，名宛人が，複数の建築物の設計者として，建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行い，それにより耐震性等の不足する構造上危険な建築物を現出させ，又は構造計算書に偽装が見られる不適切な設計を行ったという処分の原因となる事実と，同項２号及び３号という処分の根拠法条とが示されているのみで，同項所定の複数の懲戒処分の中から処分内容を選択するための基準として多様な事例に対応すべくかなり複雑な内容を定めて公にされていた当時の建設省住宅局長通知による処分基準の適用関係が全く示されていないなど判示の事情の下では，名宛人において，いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって当該処分が選択されたのかを知ることができず，上記取消処分は，行政手続法14条１項本文の定める理由提示の要件を欠き，違法である。（補足意見及び反対意見がある。）

つまり当該不利益行政処分は行手法14条の理由提示が不十分だからとして取消されたのであるが，それは不利益処分の基準を定め公にするよう努めるべきとの行手法12条と連動する。この理は処分基準の定立義務（行手法５条）とそれにもとづく理由提示義務（行手法８条）と連動する[5)]。５条-８条の連動は12条-14条の連動よりも一層強度に認められるべきである。

本稿第６，７で論じることになるが，復興特区法の４条９項は施行規則でさらに具体的に規律すべきである。

5）宇賀克也「行政手続法の解説　第５次改訂版」（学陽書房，2005年）98頁，119頁参照。

6　関係行政機関の長による同意の手続

(1)　法と基本方針の内容

内閣総理大臣は，特定地方公共団体から申請のあった復興推進計画を認定すべきであると判断した場合は，法 4 条10項に基づき，復興推進計画に記載された個別の規制の特例等について関係行政機関の長に対して文書にて同意を求めるものとする。

法 3 章 2 節の規定による規制の特例については，関係行政機関の長は，復興推進計画に記載された特例の内容が基本方針の別表に定める「同意の要件」及びこれについて規定した同別表に則して定められる法令に適合していれば，復興推進計画に記載された特例の内容が，同別表に定める「特例の内容」及びこれについて規定した同別表に則して定められる法令に反する場合を除き，同意するものとされている。

その他の法 3 章 2 節の規定による措置については，関係行政機関の長は，それぞれの措置ごとに後に本稿でも見る同意の条件に適合していれば，各措置の内容及び各措置に関する法令に反する場合を除き，同意するものとされている。

なお，関係行政機関の長が不同意と回答する場合には，復興推進計画に記載された規制の特例等について，どの部分が同意のための要件を満たしていないのかについて，具体的な理由を付すものとされている。また，あらかじめ内閣総理大臣に不同意の旨を申し出るものとし，内閣総理大臣は当該復興推進計画の認定又は認定しない旨の決定を行う前に，認定申請を行った特定地方公共団体及び関係行政機関に事実の確認等を行い，所要の調整を図るものとされている。

以上に定める法と基本方針の内容は一見当然のようであるが，地方公共団体レベルから見ると複雑な思いが込められる。それは復興庁の存在と現状における本質の問題にかかわる。

⑵　復興庁の現状と限界

復興庁設置法４条５号により復興推進計画の認定は復興庁の所掌事務であるから，復興特区法４条の内閣総理大臣の地位は復興大臣が担うこととなる。その復興庁，各復興局の現状にはなかなかきびしいものがある。

「これまで国の機関がここまで本気でやってくれたことはないのではないか。これまでの発想だと復興局と市とがいっしょに復興庁に説明に行くと言うことだったが，復興庁がこちらに来てくれる。こんなことはなかった。

しかし，それを越えたところは従来と同じ。復興庁に説明した後，今度は復興庁が担当省庁に説明することになる。復興庁が権限，金を手にしていると言う状況にはない。税の特例の場合は復興局が調整役になっているが，規制緩和の新提案の場合は従来の省庁のままかもしれない」（仙台市）。

「復興局は県と一緒に考えてくれる。細かい対応もしている。毎日沿岸の市町村を廻って要望を聞いてくれている。熱心で忙しいので，体調を崩す人も出ている。ただ現地には権限はなく，東京にすべての権限があるので，復興局の人も辛いだろうと思う。復興庁も調整機関であり，各省庁から出向してきており，判断するのは関係省庁であるから大きな限界」（岩手県）。

「一生懸命やっていただいている。特区の申請から認定までをとれば，最初の『ものづくり』は非常な短期間，２週間余りでやっていただいた。その後のものは通常のペースに戻った，長くなったなと思う。それでも『保健医療福祉』も１か月程度だ。３か月と言う法律上の協議期間からするとスピード感はある。復興庁としてはそれぞれの所管庁，税制の特例で言えば財務省に我々を代弁して調整をしてくれているという立場だ。各省庁に伝える尽力をしてくれている。計画の認定は復興庁の権限だが，専門分野は各省庁に聞かなくてはならないと言うことだ」（宮城県）。

このように　筆者の地方公共団体ヒアリングの結果では一致して，現地

の復興局の職員は良くやってくれていると言うことであった。しかし，問題はその次にあろう。各省庁権限が復興庁に法令上おりていないから，復興庁，復興局はこの場面では（でも）調整機関の域を出ない。

復興庁，復興局を責めず，このような立法しかできていないわが国の政治体制を我々は自省すべきであろう。改革課題である。

7　認定しなかった場合，不同意の場合の理由等の通知

基本方針では，特定地方公共団体が作成した復興推進計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合及び認定した場合であっても復興推進計画に記載された規制の特例等の一部について関係行政機関の長が最終的に同意せず，申請された復興推進計画の一部について認定を行った場合においては，その理由を当該特定地方公共団体に速やかに通知するものとされている。

8　復興推進計画に基づいて活用できる特別な措置

(1)　復興特別区域における規制の特例

ア　復興特別区域において講ずる規制の特例

復興推進計画の認定により活用することができる規制の特例は，復興特区法，同施行令，基本方針別表によりあげると次のとおり。

特定区画漁業権免許事業　14条
復興建築物整備事業　15条
特別用途地区復興建築物整備事業　16条
応急仮設建築物活用事業　17条
被災区域道路運送確保事業　18条
罹災者公営住宅等供給事業　19条～21条
復興推進公営住宅等管理等事業　22条
食料供給等施設整備事業　23条～27条
復興産業集積事業　28条

特定水力発電事業　29条～32条

被災鉄道移設事業　33条

地域振興事業　34条

復興仮設占用物件設置事業　施行令６条

地域医療確保事業　２条４項，医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第19条第５項及び附則第50条

医療機器製造販売業等促進事業　２条４項，薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第１号）第85条第３項第１号及び第４項第１号並びに第91条第３項第２号及び第４項第２号

薬局等整備事業　２条４項，薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第２号）第１条第１項第３号，第８号イ，第９号ロ及び第10号ハ並びに第２条第３号，第８号ロ及び第９号ロ

訪問リハビリテーション事業所整備推進事業　２条４項，指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第77条第１項

介護老人福祉施設等整備推進事業　２条４項，指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第２条第１項，特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第１項又は第56条第１項，指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第１項

介護老人保健施設整備推進事業　２条４項，介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第２条第１項第１号

介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業　２条４項，指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第80条第１項

これらをもう少し分野ごとに「東日本大震災復興特別区域法資料」に従って整理すると次のようになる。

① 住宅の確保

- 公営住宅等の整備に係る入居者資格要件の特例
- 公営住宅の被災者への譲渡制限期間を耐用年限の 1/4 から 1/6 に短縮
- 公営住宅の用途廃止，社会福祉法人等による使用，事業主体変更について，手続の簡素化

② 産業の活性化

- 食料供給等施設（農林水産物加工・販売施設，バイオマスエネルギー製造施設等）の整備について，農地転用許可や林地開発許可に係る手続の一元化及び優良農地での整備を可能とする特例
- 工場立地法及び企業立地促進法における緑地規制の特例
- 漁業権の免許に関する特別の措置
- 応急仮設店舗・工場等の存続可能期間の延長の特例
- 他の水利使用に従属する小水力発電に関する河川法等の手続の簡素化
- 仮設店舗等についての都市公園の占用に関する制限の緩和（政令事項）
- 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和（省令事項）

③ まちづくり

- 建築基準法における用途制限に係る特例
- 特別用途地区における建築物整備に係る手続の簡素化
- バス路線の新設・変更等に係る手続の特例
- 鉄道ルートの変更に係る手続の特例

④ 医療，福祉等

- 確定拠出年金に係る脱退一時金の特例[6)]

6） 岩手県からのヒアリングでは，小さな，変わった特例であるとしたうえで，次のよう↗

- 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和（省令事項）
- 被災地における医療・介護確保のための特例（省令事項）
  →病院の医療従事者の配置基準に係る弾力的対応
  →病院等以外の者による訪問リハビリ事業所の開設に係る弾力的対応
  →介護施設等に対する医師の配置基準等に係る弾力的対応
- 被災地の薬局等の構造設備基準の特例（省令事項）

⑤ 補助金等により取得した財産を転用する承認手続の特例

地方公共団体や民間実施主体からの提案を踏まえ，国と地方の協議会を通じて，講ずることとされた規制の特例については，国と地方の協議会における協議が調った事項を踏まえ，上記の内容に適宜追加・充実していくものとされている。

基本方針の別表には，復興特別区域において講ずることとした規制の特例の内容，関係行政機関の長の同意の要件，規制の特例に伴い必要となる手続等を定めている。

復興庁は，別表に掲げられた規制の特例を定める法令の案を作成するに当たっては，別表に則して作成するとともに，当該規制を所管する関係行政機関と所要の調整を行うものとされている。法改正が必要な規制の特例については，東日本大震災復興特別区域法の一部改正案として，原則として直近の国会へ提出するものとし，政令又は主務省令に係る規制の特例については，それぞれ東日本大震災復興特別区域法施行令（平成23年政令第409号）の一部改正又は復興庁令・主務省令の新規制定・一部改正を行うこととし，できる限り早い時期に当該政令等を公布・施行するものとされ

↘に述べていた。地方はこの業務はなく，国の業務である。地方に求められるのは，この人は確かにこの申請している一時金を被災の生活再建のために使うことの証明。しかし何をもって県や市町村がそのような認定ができるのか，国の制度なのに県や市町村がそんなことをする必要があるのか違和感がある。しかしそのような被災者がいるならどのようにしてこの道を開いてあげられるかは市町村と検討している。

ている。

関係行政機関は，別表に定める事項及びこれに則して定められる法令で規定する条件以上のものを，通知等により付加しないものとされている。

なお，今後被災地域からの提案や要望を踏まえた国と地方の協議会における協議や関係行政機関の政策判断により全国的に適用される特例等を導入する場合にあっては，例えば，当該特例の適用に必要な国の認定等に係る事項を復興推進計画に定めれば，当該特例が適用されることとする等，可能な限り被災地域がワンストップで対応できる仕組みにするものとされている。

イ　拡充，是正又は廃止等をすることとなった規制の特例

国と地方の協議会における協議の進展や復興の取組の進捗状況により，規制の特例の拡充，是正又は廃止をするとしたものについては，別表を改訂し，必要な法令の改正等を行うものとされている。

また，規制の特例の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更される場合には，復興庁は，必要に応じて，規制を所管する関係行政機関とともに，当該特例が記載されている復興推進計画の作成地方公共団体にその旨を通知し，所要の対応を行うものとされている。

⑵　復興特別区域における税制上の特例

ア　産業集積の形成及び活性化事業（法２条３項２号イ）に対する税制上の特例

（その１）　特別償却又は税額控除　37条

㈠　特例の内容

A　概要

認定復興推進計画に定められた産業集積の形成及び活性化事業を実施する個人事業者又は法人で，当該計画を作成した認定地方公共団体の指定を受けたものが，平成28年３月31日までの間に，当該計画に定められた復興産業集積区域内において機械等の減価償却資産の取得等をして当該事業の

用に供した場合に，特例が講じられる。

B　特例の対象となる「『東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ，又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域（以下「雇用等被害地域」という。）』における雇用機会の確保に寄与する事業」の考え方

(A)「雇用等被害地域」は，

a　『東日本大震災による被害を受けた地域』であり，

b　『多数の被災者が離職を余儀なくされ，又はその生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域』である地域とする。

aの『東日本大震災により被害を受けた地域』とは，地震の強い揺れによる被害や津波による浸水被害が生じた等の地震・津波により直接の被害が生じた地域，又は，警戒区域，計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域が設定された等の原子力発電所の事故により直接の被害が生じた地域を指す。

bの『多数の被災者が離職を余儀なくされ，又はその生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域』とは，事業主都合離職者数，失業率若しくは有効求人倍率等の雇用に係る指標が東日本大震災以降景気循環による影響の水準を超えて悪化した地域，又は，地震，津波又は原子力発電所の事故による直接の被害により，産業の中核を担っていた企業の廃業，移転若しくは事業規模縮小，農地・漁港への被害等地域の雇用に明らかに悪影響を及ぼすと認められる事案が発生した地域を指す。

(B)　復興推進事業が，雇用等被害地域における雇用機会の確保に寄与する事業と位置付けられるためには，以下の2つのいずれかに該当する必要がある。

a　当該事業が，復興産業集積区域内において実施され，かつ，雇用等被害地域を含む市町村の区域内において実施される場合

b　当該事業が，雇用等被害地域を含む市町村の区域内においては実施されないが，復興産業集積区域内において実施され，かつ，以下の(a)，(b)又は(c)のいずれかに該当する場合　ただし，(a)又は(b)については，県が，雇

用等被害地域とそれ以外の地域の双方の地域をその区域に含む適用する税制上の特例に係る復興推進計画を作成したとき，又は，雇用等被害地域を含む市町村とそれ以外の市町村が共同して適用する税制上の特例に係る復興推進計画を作成したときに，限るものとする。

(a) 当該事業が，雇用等被害地域から通勤圏内において実施される場合

(b) 日常的な取引関係の発生が見込まれる等当該事業の経済的波及効果により，雇用等被害地域において新規投資や雇用機会の創出が見込まれる場合

(c) 雇用等被害地域を含む市町村と当該市町村の行政機能の移転先となっている市町村（以下「移転先市町村」という。）が，共同（県が計画作成主体に加わる場合を含む。）で適用する税制上の特例に係る復興推進計画を作成し，当該事業が，当該移転先市町村の区域内において実施される場合

C　税制上の特例の具体的内容

Aの場合に，取得等をした減価償却資産の取得価額に，次の区分ごとに，次の割合を乗じた金額の特別償却又は税額控除のいずれかの選択適用ができる特例を適用できる。

ただし，税額控除額については当期の税額の20％を限度とし，控除限度超過額については4年間の繰越しができる。

また，本特例，法第38条関係の特例及び法第40条関係の特例は，同一事業年度においては，選択適用となる。

【特別償却】

取得期間 資産の区分	法の施行の日から平成26年3月31日までの間	平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間
機械及び装置	100％	50％
建物及びその附属設備並びに構築物	25％	

【税額控除】

資産の区分＼取得期間	法の施行の日から平成28年３月31日までの間
機械及び装置	15％
建物及びその附属設備並びに構築物	８％

「復興特別区域基本方針」〔平成24年１月６日〕20頁より引用（復興庁 HP より）

㈠　必要となる手続

復興推進計画を作成するに際し，法４条３項に基づき意見を聴くべき関係地方公共団体には，少なくとも，道県が復興推進計画を作成する場合にあっては，その計画の区域に存する市町村が該当し，市町村が復興推進計画を作成する場合にあっては，当該市町村の存する道県が該当する。

また法４条６項に基づき地域協議会における協議をする場合には，道県が設置した地域協議会には，当該復興推進計画の区域に存する市町村を，市町村が設置した地域協議会には，当該市町村の存する道県を，それぞれ構成員として加えるものとする。

㈢　法４条10項に基づく復興推進計画の認定に係る関係行政機関の長の同意の条件

復興推進事業に係る復興推進計画の認定に当たっての同意の条件は，以下のとおり。

A　復興産業集積区域が，法及び基本方針に則して定められたものであること。

B　雇用等被害地域並びに準ずる区域（・雇用等被害地域から通勤圏内にある区域，・日常的な取引関係の発生が見込まれる等当該事業の実施の経済的波及効果により，雇用等被害地域において新規投資や雇用機会の創出が見込まれる場合における，当該事業の実施区域）が，法及び基本方針に則して定められたものであること。

C　当該復興推進事業が，当該復興推進計画の目標の達成に寄与するこ

とが認められること。

(エ) 指定事業者の指定要件

当該税制上の特例に係る指定事業者の指定要件は，認定復興推進計画に定められた事業を実施する個人事業者又は法人であることのほか，施行規則８条に定めるところによる。

(オ) 認定における留意事項

申請した特定地方公共団体の状況だけではなく，周辺地域を含む広域の産業分布にも留意し，例えば大都市等の特定の市町村に産業が集中して被災地域全体の復興に悪影響が生じることのないよう配意する。

イ　産業集積の形成及び活性化事業（法２条３項２号イ）に対する税制上の特例（その２）　給与支給した場合の法人税等の特別控除　38条

(ア) 特例の内容

A　概　　要

ア（37条）との違いは，事業所に勤務する被災雇用者等に対して給与等を支給する場合に，特例が講じられる点である。なお，「被災雇用者等」とは，平成23年３月11日時点で東日本大震災の被災者である事業者により雇用されていた者，又は平成23年３月11日時点で東日本大震災により被害を受けた地域に居住していた者。

B　特例の対象となる雇用等被害地域における雇用機会の確保に寄与する事業の考え方

アの(ア)のＢと同様。

C　税制上の特例の具体的内容

Ａの場合に，指定があった日から同日以後５年を経過する日までの期間（以下「適用期間」という。）内の日を含む各事業年度において，被災雇用者等に対する適用期間内の給与等の支給額の10％を当期の税額の20％を限度として税額控除ができる。

また，本特例，法第37条関係の特例及び法第40条関係の特例は，同一事

業年度においては，選択適用。

(イ)　以下はアのそれと同様。

ウ　産業集積の形成及び活性化事業（法第２条第３項第２号イ）に対する税制上の特例（その３）　研究開発税制の特例等　39条

(ア)　特例の内容

A　概　　要

ア（37条）との違いは，開発研究用資産の取得等をして当該事業に関連する開発研究の用に供した場合に，特例が講じられる点。

B　特例の対象となる雇用等被害地域における雇用機会の確保に寄与する事業の考え方

上述と同様。

C　税制上の特例の具体的内容

Aの場合に，取得等をした開発研究用資産について，即時償却ができる特例を適用できる。また，当該開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入する金額については，試験研究を行った場合の所得税又は法人税の特別控除の適用を受ける場合，特別試験研究費の額に該当するものとみなす。

(イ)　以下はアのそれと同様。

エ　産業集積の形成及び活性化事業（法第２条第３項第２号イ）に対する税制上の特例（その４）　新規立地新設企業を５年間無税等とする措置　40条

(ア)　特例の内容

A　概　　要

産業集積の形成及び活性化事業のみを実施する法人で当該計画の認定の日以後に設置されたものが，平成28年３月31日までの間に，雇用等被害地域を含む市町村にその全部又は一部が含まれる復興産業集積区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であること等の要件を満たすものとして当

該計画を作成した認定地方公共団体の指定を受けた場合に，特例が講じられる。

B　特例の対象となる場合

以下の２つの要件を満たす必要がある。

(A) 当該事業が，雇用等被害地域をその区域に含む市町村にその区域の全部又は一部が含まれる復興産業集積区域内において実施されること。

(B) 当該事業が，雇用等被害地域における雇用機会の確保に寄与する事業であること。

C　特例の対象となる雇用等被害地域における雇用機会の確保に寄与する事業の考え方

前述と同様。

D　税制上の特例の具体的内容

Ａの場合に，指定を受けた法人（以下「指定法人」という。）が，指定があった日から同日以後５年が経過する日までの期間内の日を含む事業年度（以下「適用年度」という。）において，当該適用年度の所得の金額として定める金額以下の金額を損金経理の方法により再投資等準備金として積み立てたときは，その積立額を当該適用年度の損金の額に算入できる特例を適用できる。

また，上記指定法人が，当該復興産業集積区域内において再投資設備等の取得等をして認定復興推進計画に定められた産業集積の形成及び活性化事業の用に供した場合に，当該事業の用に供した日を含む事業年度において，再投資等準備金残高を限度として即時償却ができる特例を適用できる。

なお，本特例，法第37条関係の特例及び法第38条関係の特例は，同一事業年度においては，選択適用となる。

(イ)　以下はアのそれとほぼ同様で，次の点のみ注意。

指定法人の指定要件

当該税制上の特例に係る指定法人の指定要件は，以下に掲げる事項のほ

か，施行規則17条に定めるところによる。

A　認定復興推進計画に定められた事業のみを実施する法人であること。

B　法４条９項の規定による認定復興推進計画の認定の日以後に設立された法人であること。

オ　産業集積の形成及び活性化寄与の建築物の建築及び賃貸事業（法２条３項２号ロ）に対する税制上の特例　37条

㈠　特例の内容

A　概　　要

認定復興推進計画に定められた産業集積の形成及び活性化寄与の建築物の建築及び賃貸事業を実施する個人事業者又は法人で，当該計画を作成した認定地方公共団体の指定を受けたものが，平成28年３月31日までの間に，当該計画に定められた復興産業集積区域内において建物等の建設をして当該事業の用に供した場合に，特例が講じられる。

B　特例の対象となる「雇用等被害地域において建築物の建築及び賃貸をする事業」の考え方

アと同様。

C　特例の対象となる「建築物の建築及び賃貸をする事業であって産業集積の形成及び活性化に寄与するもの」の考え方

事務所・店舗の用に供する建築物の建築及び賃貸をする事業を指すものとする。

D　税制上の特例の具体的内容

アと同様。

㈡　法４条10項に基づく復興推進計画の認定に係る関係行政機関の長の同意の条件

A　当該復興推進事業が実施され又はその実施が促進される復興産業集積区域が，法及び基本方針に則して定められたものであること。

B　雇用等被害地域が，法及び基本方針に則して定められたものであること。

C　当該復興推進事業が，当該復興推進計画の目標の達成に寄与することが認められること。

(ウ)　指定事業者の指定要件

認定復興推進計画に定められた事業を実施する個人事業者又は法人であることのほか，施行規則８条に定めるところによる。

カ　賃貸住宅の供給を行う事業（法２条３項２号ハ）に対する税制上の特例　41条

(ア)　特例の内容

A　概　　要

上述と同じ条件下で，賃貸住宅の供給を行う事業を実施する個人事業者又は法人で，当該計画に定められた復興居住区域内において新築された被災者向け優良賃貸住宅を取得し，又は被災者向け優良賃貸住宅を新築して，賃貸の用に供した場合に，特例が講じられる。

B　特例の対象となる「東日本大震災により相当数の住宅が滅失した地域において賃貸住宅の供給を行う事業」の考え方

(A)「東日本大震災により相当数の住宅が滅失した地域」は，東日本大震災に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）第41条第２項の規定に基づき告示された区域のことを指すものとする。

(B)　以下の場合が該当する。

当該事業が，復興居住区域内において実施され，かつ，東日本大震災により相当数の住宅が滅失した地域内において実施される場合

C　特例の対象となる「賃貸住宅の供給を行う事業であって居住の安定の確保に寄与するもの」の考え方

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の２第１項又は第18条の２第１項に掲げる

要件を満たす，これらに規定する被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供する事業を指すものとする。

D　税制上の特例の具体的内容

取得等をした被災者向け優良賃貸住宅の取得価額の25％の特別償却又は８％の税額控除のいずれかの選択適用ができる特例を適用できる。ただし，税額控除額については当期の税額の20％を限度とし，控除限度超過額については４年間の繰越しができる。

(イ)　法４条10項に基づく復興推進計画の認定に係る関係行政機関の長の同意の条件

上述と同様。

(ウ)　指定事業者の指定要件

施行規則20条に定めるところによる。

キ　農林水産業，社会福祉，環境の保全等の事業（法２条３項２号ニ）に対する税制上の特例　42条

(ア)　特例の内容

A　概　　要

復興推進計画の区域において認定復興推進計画に定められた農林水産業，社会福祉，環境の保全等の事業を行う株式会社で，平成28年３月31日までの間に，地域協議会を構成する法人であること等の要件を満たすものとして当該計画を作成した認定地方公共団体による指定を受けた株式会社（以下「指定会社」という。）により発行される株式（当該指定の日から同日以後５年を経過するまでの間に発行されるものに限る。）を払込みにより個人が取得した場合に，特例が講じられる。

B　税制上の特例の具体的内容

その年の総所得金額等からその取得に要した金額を控除することができる。ただし，その控除することができる金額は，その取得に要した金額（1,000万円を限度とする。）と総所得金額等の40％に相当する金額のいず

れか少ない金額から2,000円を差し引いた金額とされる。

(イ) 法４条10項に基づく復興推進計画の認定に係る関係行政機関の長の同意の条件

A　当該復興推進事業が，施行規則１条に定める事業に該当すること。

B　当該復興推進事業が，当該復興推進計画の区域内で実施されるものであること。

C　当該復興推進事業が，当該復興推進計画の目標の達成のために寄与することが認められること。

D　当該復興推進事業の実施について，資金調達等の観点から円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

E　当該復興推進事業が早期に実施されることが見込まれる区域であること。

(ウ) 指定会社の指定要件

当該税制上の特例に係る指定会社の指定要件は，認定復興推進計画に定められた事業を実施する株式会社であることのほか，施行規則第23条に定めるところによる。

ク　地方公共団体への措置（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

産業集積の形成及び活性化事業，活性化寄与の建築物の建築及び賃貸事業における設備等の取得等の措置　43条

(ア) 特例の内容

A　概　　要

認定復興推進計画に定められた産業集積の形成及び活性化事業，活性化寄与の建築物の建築及び賃貸事業（法２条３項２号イ又はロに掲げる事業）を実施する個人事業者又は法人で，当該計画を作成した認定地方公共団体の指定を受けたもの（法37条１項若しくは法39条１項に規定する指定事業者又は法40条１項に規定する指定法人に該当するものに限る。）が，平成28年３月31日までの間に，当該計画に定められた復興産業集積区域内

において当該事業の用に供する設備等の取得等をした場合において，地方公共団体が，地方税法6条に基づき，当該事業にかかる事業税，不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合に，特例が講じられる。

この措置は上述して来た法37条1項，法39条1項又は法40条1項に基づく国税の特例の対象となることが前提条件となっている。

B　特例の具体的内容

課税免除又は不均一課税による当該地方公共団体の減収額を，当該地方公共団体に交付すべき震災復興特別交付税の算定の基礎に算入する。なお，事業税又は固定資産税の減収額は，最初の年度以降5箇年度分を対象とする。

ケ　留意事項

一つの復興推進事業に複数の税制上の特例の適用を予定している場合において，複数の税制上の特例に共通する計画記載事項は，一つにまとめて記載することができることとされている。

⑶　復興特別区域における金融上の特例（復興特区支援利子補給金の支給）

㈠　概要　金融機関への措置

法44条1項により，政府は，認定復興推進計画に記載された事業（施行規則2条に定める事業に限る。）を実施するのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であって，内閣総理大臣が指定するもの（以下「指定金融機関」という。）と復興特区支援利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができることとし，予算の範囲内で，復興特区支援利子補給金を支給するとされている。

復興特区支援利子補給金の支給を受ける指定金融機関は，利子を軽減した貸付けを行うものとする。

指定金融機関の指定は，地域協議会の構成員である施行規則３条に定める金融機関であり，施行規則第27条に定める要件に適合するものを指定するものとする。

指定金融機関との利子補給契約書の締結は，別に定める交付要綱により，指定金融機関から当該事業を実施する単独の事業者への融資合計額が３億円以上である等の事業内容を確認した上で行うものとする。

復興特区支援利子補給金の支給期間は，認定復興推進計画に記載された事業に対して，指定金融機関が資金の貸付けを最初に行った日から起算して５年間とする。

なお，指定金融機関による当該必要な資金の貸付けに係る審査については，各指定金融機関の審査の基準に基づくものであり，当該指定金融機関が構成員となっている地域協議会による影響を受けるものではないとされている。この点は，協議会で問題となる可能性がある。

⑷ 復興推進計画の記載事項

復興特区支援利子補給金を活用しようとする場合には，活用しようとする復興推進事業ごとに，復興推進計画に以下の事項を記載することが必要である。

A　復興推進事業（復興特区支援貸付事業に限る。）の内容

B　貸付けの対象となる事業が，復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

C　施行規則第２条に規定する該当事業種別

D　復興特区支援利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

なお，Bの「復興推進計画の目標を達成する上で中核となるもの」としては，他の事業に比較して計画の目標達成への寄与度が高いものを想定している。

⑸ 復興推進計画の同意条件

復興特区支援利子補給金に係る復興推進計画の認定に当たっての同意の条件は以下のとおりである。

A　復興推進事業（復興特区支援貸付事業に限る。）が，施行規則２条に規定する事業のうち復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものを行うのに必要な資金を貸し付ける事業に該当すること

B　復興特区支援利子補給金の支給を受ける予定の金融機関が，施行規則３条に規定する金融機関であること

C　復興特区支援利子補給金の支給を受ける予定の金融機関が，当該認定復興推進計画に係る地域協議会の構成員となっていること

⑷　その他の特例（補助金等交付財産の転用手続の特例）

㈠　概　　要

震災からの復興に資する事業の活動の基盤を充実するため，補助金等交付財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用することなどにより行う事業を復興推進計画に位置付け，当該計画の認定を受けた場合においては，当該認定を受けたことをもって，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金等適正化法」という。）22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすこととする。これにより，別途同条の承認の手続を重複して行う必要がなくなるものとされる。

㈡　復興推進計画の記載事項

補助金等交付財産の転用手続の特例に係る事業を行おうとする場合には，復興推進計画に以下の事項を記載することが必要である。

A　事業の内容

B　補助金等交付財産を所管する府省の名称及び当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の名称

C　上記Ｂに係る補助金等交付財産の現状

D　転用の必要性

E　転用に係る事業の実施主体

F　転用の形態（譲渡・貸与の別，有償・無償の別）

G　転用後の施設の目的

H　その他，個別具体的の事案に応じて必要となる事項

㈼　復興推進計画の同意条件

補助金等交付財産の転用手続の特例に係る復興推進計画の認定に当たって必要となる補助金等所管府省の同意の判断については，補助金等所管府省は補助金等を所管する立場から，補助金等適正化法第22条における承認の基準に照らして行うものとする。

なお，補助金等所管府省は，補助目的の達成や補助金等交付財産の適正な使用を確保する観点から，有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めることなど，必要最小限の条件を付すことができるものとする。

⑸　これらの制度の活用度の現状

2012年 6 月12日現在の認定計画は次の取りである。

復興推進計画の認定状況

（平成24年 6 月12日現在）

	認定日	申請主体	計画の概要	計画の効果
青森	3月2日	青森県・4市町	・産業集積関係の税制上の特例（国税，地方税） ・工場立地法等に基づく緑地等規制の特例	グリーンイノベーション関連産業，食品関連産業等について，企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
岩手	2月9日	岩手県	・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 ・薬局等構造設備規則の特例　等	医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり，訪問リハビリ事業所や薬局の整備が促進される。
	3月30日	岩手県	・産業集積関係の税制上の特例（国税，地方税） ・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和	電子機械製造関連産業などの製造業や医薬品関連産業について，企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
宮城	2月9日（5月25日変更認定）	宮城県・34市町村	・産業集積関係の税制上の特例（国税，地方税） ・工場立地法等に基づく緑地等規制の特例	ものづくり産業（自動車関連産業，高度電子機械産業等）について，企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	3月2日	仙台市	・産業集積関係の税制上の特例（国税，地方税）	農業及び農業関連産業について，企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
	3月23日	塩竈市	・産業集積関係の税制上の特例（国税，地方税） ・金融上の特例（利子補給金の支給）	観光関連産業について，企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進されるとともに，観光関連産業及び水産加工業の中核施設整備が促進される
	3月23日	石巻市	・産業集積関係の税制上の特例（国税，地方税） ・指定会社に対する出資に係る税制上の特例（国税）	商業，福祉・介護業等について，企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。 まちづくり会社の財務基盤が強化され，同社のまちづくり支援活動が活性化される。
	3月23日	石巻市	・農地法の特例（農地転用許可基準の緩和）	乾燥調製貯蔵施設の迅速な整備が実現する。
	4月10日	宮城県	・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 ・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和　等	医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり，訪問リハビリ事業所や薬局の整備が促進される。 事業者に設置が義務付けられている責任者の確保が容易になり，医療機器製造販売業の立地が促進される。
	6月12日	宮城県・17市町村	・産業集積関係の税制上の特例（国税，地方税）	情報サービス関連産業（ソフトウェア業，コールセンター，データセンター等）について，企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。
福島	3月16日	福島県	・医療機器製造販売業等の許可基準の緩和	事業者に設置が義務付けられている責任者の確保が容易になり，医療機器製造販売業の立地が促進される。
	4月20日	福島県・59市町村	・産業集積関係の税制上の特例（国税，地方税）	輸送用機械，電子機器，医療・福祉機器関連産業等について，企業の新規立地・投資並びに被災者の雇用が促進される。
	4月20日	会津若松市	・金融上の特例（利子補給金の支給）	製造業の中核施設整備が促進される。
	4月20日	福島県	・医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例　等	医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり，訪問リハビリ事業所の整備が促進される。
茨城	3月9日	茨城県・13市町村	・産業集積関係の税制上の特例（国税，地方税）	自動車関連産業，基礎素材産業，電気・機械関連産業等について，企業の新規立地・投資及び被災者の雇用が促進される。

（復興庁 HP より）

⑹　地方公共団体からのヒアリング

筆者の地方公共団体ヒアリングによれば次のような状況であった。

（岩手県）

「まちづくりの復興整備計画や復興基金は市町村も主体意識があるが，特区はできれば県が作ってくれと言う姿勢である。宮城県は石巻，塩釜，仙台など比較的大きな市が独自に作っていることがあるが，岩手県の場合はなかなかそうはいかない。まあまちづくりがある程度進んでいくと，特区の方にも関心が及んでくるということになるだろう」。

「産業集積区域には企業は申し入れて来ているのかとの質問――まだ指定は出していないが，おそらくたくさん申出が来ると思う。具体的なものも来ている。新規立地だけでなく工場や機械を増設した場合の法人税の特例や地方税の特例があるのでたくさん申請されるだろうと思っている。元の被災企業の方が多いが，外からの企業も問合せがある。新規立地の場合は沿岸の被災地に本社機能を置かなければならないけれども出てくると思う。被災者を雇用している場合に給料分についての税額控除があるので新旧業者のいずれにとてもいい制度だと思う」。

「法律ができる前から，市町村は，この産業集積区域は市町村全域にして欲しいと要望していた。復興庁の最初の説明は，明らかに集積に向かない山の上とかを除けば概ねでいいですよと言うことだったが，最終的には全然話しが違って来て，2500分の１の地図か地番で明記せよと言うことになった。

計画同士は連携すべきなのかもしれないが，実際にはそうはなっていない。ある時期から特区と言うものが中身の議論をしないままに浮上してきた。特区はオールマイティで，そこにはいいものが入っているぞと思わされた。復興構想会議の落としどころだったのだと思う。岩手県知事は，特区ありきではいけない，既存の法律の改正でもいいと言ってはいた。福島の特措法のような法律を沿岸部について作るのも一つだと思う。

特区は作る時の業務量も相当なものだし，作って運営していくのも業務量はかなりのものだ。特区と言ってもメニューは限られているし，一つ一つのメニューは関係省庁の同意や合意がいる。それを取り付けるのはなかなかたいへん。復興庁がいくら OK と言っても，後にある関係省庁が OK しない限りすすまない」。

「＜あらたな制度提案のハードル＞他に欲しければ国と地方の協議会にかけてくださいということだが，かけるためには事前に省庁と調整して，OK をもらっておかないと結果的に協議は整わない。規制改革特区や総合特区は，地方がアイディアを出す，新たな特例を考えて提案する，内閣府が関係省庁と協議をして，良ければそれで決まっていく。

復興特区は国と地方の協議会にかけなければいけないので，新たな特区を考えようとするとハードルが高い」。

（宮城県）

「ものづくり特区関係では指定を望む事業者も増えてきている。沿岸部でも出てきている。産業政策としての評価があるのかと思っている。企業としては新規進出企業も有るが，既存の企業の方が件数は多い。全部で現在事業者数44社，56件ある（４月末現在）。大企業も含んでいる。外資は確認できないが首都圏方面の企業も多い。また元々進出している自動車産業とか電子産業の関連と言うこともある。それらへの地元企業の進出と言うこともある。IT 特区も認められれば企業の進出を誘導する効果が出てくると思う。誘致活動の部署もある。地元企業には市町村からも勧誘している。

被災者の雇用の点では地元企業がより重要なのではと言うおたずねだが，それはどちらもあり得るし，バランスよくやればいいと思う」。

「『東日本大震災復興特別区域法資料』の10頁以下に整理されているがかなり有効と思う。要件を備えた地域に新規立地新設する企業は５年間法人税無税，設備投資の特別償却などを先頭に有効。以前からの県の立地助成

金などと合わせるとかなり有効。

岩手県の場合は沿岸部と内陸部とは雇用関係がない。通勤と言うことがない。宮城県の場合は１時間程度で行けるので雇用関係がある。内陸部に勤めている方も多い。内陸部の企業が沿岸部の方々の雇用の受け皿になっている。製造業は裾野が広いので，この優遇措置は有効だと思う。

現段階は事業者としての指定を受けた段階なので，どの特例をどのように使おうとするかはまだ見えていない。また法人税の特例で言えば，法人の税制上の決算の終了時点で，このような復興に寄与する事業をしていたと言うことを報告していただき，それを自治体で確認して認定をすることになる。そのあとで税務署に申告と言うことになる」。

「＜住宅関連＞これから重要になるので，県下を廻って，推進計画の共同作成の方向も考えている。推進計画と整備計画を上手に組み合わせてやる方がいいのではないかというおたずねだが，これは市町村の意見を聞いてみたい。

復興推進計画の住宅関連は公営住宅関係だが，津波をかぶった地域から高台とか内陸に移転する場合に，事業が開始される時点でこの公営住宅の問題は出てこよう。復興の進捗状況による。調査団のご意見は，早くこれらを明確にしないと，むしろ住民は決断できないのではないか，合意形成にいるのではないかとのことだが，その面は有ると思う。

県がこれから建てていく復興公営住宅ができていくまでにはこの特区も必要となろう」。

「＜漁業特区＞まだ具体化していない。復興はすべての漁港でやるが，拠点港で集約する。現在の免許が切れるのは来年度以降なので，それまでに特区をどうするかを考えたい。湾内の生け簀や筏には免許が必要だが，高齢化が進んでいるので，免許が有るのに使われていない部分も多い。そこで民間の投資を呼び込みたいと言う発想である」。

（仙台市）

「＜復興プランとの関係，使い勝手＞まだわからない。特区は税制と規制緩和。税制の面はそれによって投資を呼び込め，事業所ができ，雇用が生み出せると言うことであれば，復興計画でうたっている被災者の生活の再建（住宅と雇用）に寄与する。規制緩和は正直言ってこれからだ。11月に復興計画をつくり，今年度から復興元年と市長以下とらえている。進めていきひっかかる部分，規制との関係が出たとき，特区制度が使い勝手よいかどうかがわかるだろう」。

「税の特例の場合は復興局が調整役になっているが，規制緩和の新提案の場合は従来の省庁のままかもしれない」。

これらの公共団体担当者の意見は2012年５月初旬現在でのものであり，変わっていく可能性もある。それらをも押さえた上で，後に第６，第７の部分で筆者の評価を書きたい。

第４　復興整備計画

概要は本稿の第２で述べた。

１　定　　義

⑴　法と基本方針

復興特区法46条１項は１号から４号までの地域に「市街地の整備に関する事業，農業生産の基盤の整備に関する事業その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るための事業」の実施を通じた地域の整備に関する計画を作成できると定めている。

基本方針は，市街地・農地の甚大被害に加え，平地の少なさから，「現地での再建が困難であるような場合も想定され，こうした場合には，周辺の農地や森林等を含め，土地利用の再編を図りながら，復興に向けたまちづくり・地域づくりを進めていくことも必要となる」とし，復興整備計画

の内容，方式（特例）が不可欠であると述べている。

⑵　復興整備計画の役割

筆者もそのように思う。

ただ阪神・淡路大震災の被害と全く異なり，東北の場合は被災者の大半が持家住民だったという点に注意を払わなければならない[7)]。このような，いわばふるさと意識，わが町わが村意識の強い被災地の再建は，「現地での再建」を最大限努力することが非常に重要だと考えなければならない。

他方大津波の被害は，現地での再建を望まない多くの被災者を生んでいる。筆者の地方公共団体ヒアリングでは「神戸市との違いは，沿岸部の被災者2400世帯，そこにはまだ農村が残ってはいるが，大部分はそこに住みたくないと言っている。神戸市とは違うまちづくりが求められるのではないか」（仙台市）と語られたのが印象深い。

さらに福島第１原発の近傍被災地域では様相は全く異なる。政府の発表でも，たとえば大熊町では居住地はあっても15年後になお20ミリ Sv の放射線量が残り44％の人口は帰還できないと言う深刻な結果が出ている[8)]。

このような複雑な被災実態のもとで，復興特区法は有効なのか，復興特区制度の三本柱がどうすれば有機的に機能するのか，復興整備計画はどのような役割を果たさねばならないのかを考究しなければならない。

2　復興整備計画の作成主体

復興整備計画は，基礎的な自治体である市町村において作成することが基本だが，各市町村の元々の体力，被災の状況によるマンパワーの不足もあり，単独で作成することが困難な場合等には，当該市町村が道県と共同

7）　平山洋介「地域持続を支える住宅再生を」世界別冊826号222頁によれば持家率が８割を超える。

8）　朝日新聞2012年６月10日付。

して作成することも可能とされている。

1で述べた復興特区法46条1項は1号から4号のそれぞれの内容は，復興特区法施行規則32条，基本方針によって次のように定められている。

(ア) 第1号地域

津波による被害によって土地利用の状況が大きく変化しており，復興に当たって，従来の土地利用を見直す必要が生じ得る地域（津波浸水地域）又はこれに隣接し，若しくは近接する地域

(イ) 第2号地域

原子力発電所の事故の影響により多数の住民が避難し，若しくは住所を移転することを余儀なくされており，復興に当たって，従来の土地利用を見直す必要が生じ得る地域又はこれに隣接し，若しくは近接する地域

(ウ) 第3号地域

上記の2地域とは地理的には離れているが，自然，経済，社会，文化等において密接な関係が認められる地域であって，これら2地域の住民の生活再建のための事業を実施する必要がある地域

(エ) 第4号地域

上記の3地域のほか，地盤の液状化や崩落を始めとする各種被害からの市街地の円滑かつ迅速な復興を図る必要がある地域

3 復興整備計画の記載事項

復興特区法46条2項3項，同法施行規則32条～34条，基本方針によって次のように定められている。

(ア) 復興整備計画の区域

各市町村の被災の状況や復興の考え方に応じて定めるものとする。現に復興整備事業を実施することとしている区域に限らず，将来的に復興整備事業を実施することが想定される区域まで含むことも可能である。

(イ) 復興整備計画の目標

復興整備事業の実施によって実現しようとする地域の整備の目標とし

て，災害に強い地域づくりの考え方等を記載する。

㈼　土地利用方針

復興整備計画の計画区域内における土地利用に係る基本的な方針を示すものとして，計画区域内での復興に向けたまちづくり・地域づくりの全般的な考え方，これに沿った住宅地・農地等の別の土地の用途の概要，復興整備事業の実施区域等を縮尺1/25,000の地形図等を活用して記載する。

㈽　復興整備事業に関する事項

復興整備事業の名称，実施主体，実施区域，実施予定期間等を記載する。復興整備事業の実施主体は，復興整備計画の作成主体である市町村又は道県が基本となるが，その同意を得てそれ以外の者を記載することも可能である。

復興特区法46条２項４号が定める復興整備事業とは次の通り。

イ　市街地開発事業（都市計画法４条７項 に規定する市街地開発事業をいう。）

ロ　土地改良事業

ハ　復興一体事業（57条１項に規定する復興一体事業をいう。）

ニ　集団移転促進事業

ホ　住宅地区改良事業（住宅地区改良法２条１項に規定する住宅地区改良事業をいう。）

ヘ　都市計画法11条１項各号に掲げる施設の整備に関する事業

ト　津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律２条10項に規定する津波防護施設をいう。）の整備に関する事業

チ　漁港漁場整備事業

リ　保安施設事業（森林法41条３項に規定する保安施設事業をいう。）

ヌ　液状化対策事業（地盤の液状化により被害を受けた市街地の土地において再度災害を防止し，又は軽減するために施行する事業をいう。）

ル　造成宅地滑動崩落対策事業（地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地（宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。）にお

いて，再度災害を防止するために施行する事業をいう。）

ヲ　地籍調査事業（国土調査法２条５項に規定する地籍調査をいう。）を行う事業

ワ　イからヲまでに掲げるもののほか，住宅施設，水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業

㈶　復興整備計画の期間

復興整備計画に記載された復興整備事業の実施に要すると見込まれる期間を記載する。

4　復興整備協議会

(1)　協議会は原則か

㈠　復興特区法47条に詳細に定める協議会

復興整備計画を実効あるものとして作成・実施していくためには，幅広い関係者の意見を集約し，計画に反映するための仕組みが必要であり，また，復興整備計画を活用して個別法の手続（許認可，ゾーニング，事業計画等）をワンストップで処理するためには，当該手続に係る関係者が一堂に会し，実質的な調整を行うための場を設けることが必要である。このため，復興整備計画の作成主体となる市町村又は道県は，復興整備協議会を組織することができる。

㈡　原則とすべし，しかし現場の状況

「できる」と規定されてはいるが，余程の事情がない限り協議会設置は不可欠なものととらえられなければならないのではないか。

しかし実際の現場では「できる」は「できる」であって，どちらでもいいという運用がおこなわれているようである。筆者の地方公共団体へのヒアリングによると次のような実情である。

「協議会はできる規定になっているのでそのようなことになる。協議会でやるのが原則というわけでもないと思う。宮城県でも防災集団移転促進

事業の事業計画の認定を受けたときに協議会にかけずに別ルートで復興庁を通じて大臣の認定を受けたと聞いている。

陸前高田なんて，あれだけの被害を受けていたら，従前地にかかっている規制はどうとかと言っていられないのに，あいかわらず従前地の規制を解除する仕組みができているという感じがする。従前の許認可権者の協議会で協議をして決めるということになっている。従来の『許可申請』の部分がなくなっただけというイメージである。許可申請の前段まで全部調整して，協議会にかければハイオーケーですと言うところまで調整しておかなければ，協議会でオーケーということにならない。調整もしないで，協議できるのだから協議すれば良いと考えていきなり持っていっても，協議会には大臣がきているわけではなく代理なのだし，権限が有る人が来ていても何も調整がしてなければわからないから，その場で同意はできないので持ち帰らざるを得ない。何回もかかってしまう。

調整方式であることはこれまでのやり方と変わらない。

たとえば農地転用を例にとれば，2 ha 以下は知事，2 ha を越え 4 ha 未満は東北農政局長と協議して知事，4 ha 越えは農水大臣許可だが，特区法では 2 ha 以下は同じ，2 ha 越えは農水大臣の同意，この同意は土地利用方針の同意である。この同意が得られれば，農地転用の許可があったものと看做される。土地利用方針までこれまでと同じ書類，同じ調整が求められる。

まあ協議会にあわせて許認可の特例が扱われるので，土地利用基本計画の変更はこれまで年一回しかなかったのが，今回は協議会に合わせてやられるので回数は増えた。また，復興のためという大きな基準ではいっしょなので，一同に会しておこなわれるのは合理的ではある（作業，事務処理は上述のように変わらないが）」（岩手県）。

ところで，復興整備協議会の行政過程中における法的位置づけはどのようなものか。

この協議会方式は最近では国土形成計画法などでもとられている。復興

特区法の協議会では，協議し，それぞれの法律上の関係機関の同意を得ることを前提に，復興整備計画が公表されれば，これからみていくワンストップ処理が法的効果を持つ。法は協議会が組織できないなど例外の場合を前述のようにも認めているから，この行政過程のなかの必要条件ではないが協議会の協議通過が原則と捉えるべきである。各協議会は協議手続を制定し履践しなければならず，協議結果の公表に法的効果が付与されており，協議はその前提過程である。協議会が組織されているのに協議が形骸化しないように[9]，しっかりした審議が高い質を持って確保されることが重要である。

筆者はこの点を改正課題との関係で再考する。

⑵ 内　　容

㈠ 復興整備協議会の構成員

復興整備協議会を組織する場合の構成員については，Ａ及びＢを必須とし，Ｃ及びＤについては必要に応じ加えることができる。

Ａ　復興整備計画の策定主体となる市町村長

Ｂ　共同作成主体となる場合も含め，密接な関係者である道県知事

Ｃ　計画の作成・実施に関して意見聴取等を行うため，国の関係行政機関の長，復興整備事業の実施主体，学識経験者，住民の代表等

Ｄ　各種の個別法の手続をワンストップで処理するため，許可やゾーニング変更時の協議先の関係行政機関の長や施設管理者等

㈡ 復興整備協議会の運営

協議会において必要な事項を定めることになるが基本方針は次のような指針を定めている。

- 法定されている協議会の構成員が会議に参加することが困難な場合には，代理の者が対応する。

9）群馬中央バス事件判決（最判昭和50年５月29日）など参照。

- 協議会は，復興整備計画の作成・実施に関して幅広く意見の集約等を行う場合と個別法の手続をワンストップで処理するための協議を行う場合があるため，必要に応じて協議事項別に分科会等を設置することができる。
- 個別法の手続をワンストップで処理する場合であって，当該手続の関係者として協議会の構成員となるべき者が多数に及ぶことが想定されるようなときは，代理参加や参加可能な範囲で機動的に会議を開催するといった対応のほか，協議会によらずに個別に手続を処理するという選択肢も含めて，柔軟に対応する。

など，柔軟かつ効率的な運営を図ることが望ましい。

協議会の構成員のうち，個別法の手続をワンストップで処理する場合における当該手続の関係者である構成員においては，当該手続に係る協議・同意等を行うに当たって，復興整備計画の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

なお，許認可手続をワンストップで処理する際の許認可権者の同意等については，会議における協議の場において当該許認可権者の同意等を得ることによって，別途の手続を経ることなく，許認可等があったものとみなすといった円滑な運営が図られることが望ましい。

㈾ 若干のコメント

上述もしたように現場では協議会はつくる努力はされているが，究極的には作ることも，作られてもそこで決めるかどうかも任意であり，ワンストップはおこなわれていないか別途の手続を経た上で「みなす」ことにする運営になろうとしている。まだ実際の事業が動いていないので，今後の重い課題となろう[10)]。

10） 本多滝夫，大田直志「復興のデザイン」（法律時報2012年6月号9頁）も筆者と問題意識を共通にしている。

5　その他復興整備計画制度の運用に当たっての留意事項

⑴　基本方針が定める留意事項

より詳細な計画の作成手続や協議会の運営方法等については，復興庁のホームページ等において公開する。

㈠　住民からの意見聴取

復興整備計画の実効性を確保していくためには，計画作成の段階から，地域住民の意向を十分に反映させることが必要不可欠である。このため，復興整備計画を作成する場合には，あらかじめ，公聴会や説明会の開催，アンケートやパブリックコメントの実施等，住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとしている。また，復興整備協議会の構成員として，地域の実情に応じて，地域住民の意見を反映させるために必要な者を加えることも可能であり，こうした措置を通じて，地域住民の意見が十分に反映された復興整備計画が作成されることが望ましい。

㈡　国による支援・配慮

市町村等が復興整備計画を作成するに際しては，その円滑かつ迅速な作成を可能とするため，国としても，担当職員を配置し，市町村等からの問い合わせや調整にワンストップで対応するとともに，民間の活用方策や復興まちづくりのための専門家の派遣支援など必要な支援を行っていくものとする。

また，上記３㈤のとおり，復興整備計画には，その同意を得て国の直轄事業を復興整備事業として記載することも可能であり，市町村等においてそのような意向がある場合には，国としても適切な配慮をするものとする。

これらの他，国においては，各市町村等の実情や要望を踏まえ，復興整備計画の作成・実施について適切な支援・配慮を行っていくものとする。

⑵　筆者の留意事項

被災地の人的資源の困難を考えれば，上記で整理した復興整備協議会の

協議（市町村，県，国，学識経験者など），後に扱う個別事業推進にあたっての知事の同意，施設管理者の同意などがどれほどの判断密度でおこなわれるかが極めて重要である。

従って，これらの手続を援助し監視もする具体的保障をつくりあげることが不可欠である。特に各地の復興整備協議会への人材派遣に各地の弁護士会，日弁連も積極的に関与すべきである。国は計画作成，事業推進のコンサルタントだけでなく，これらの手続を援助・監視するコンサル，専門家の派遣制度を確立しなければならないのではないかと思われる[11)]。

6　復興整備計画に基づいて活用できる特別な措置

A　整備計画の内容

復興特区法，施行規則，基本方針で定められている内容の重要点

1　個別法の各種手続のワンストップ処理

復興に向けたまちづくり・地域づくりを円滑かつ迅速に進めていくため，復興整備事業の実施に必要な又は関連する以下の法定手続について，関係者が一堂に会した復興整備協議会における協議を活用することで，個別法において求められる関係者の協議・同意等を一括して処理できることとし，これにより個別法の手続によることなく，ゾーニングの変更や許認

11）　震災1周年を前に，村井嘉浩宮城県知事は「問題は人手不足。公務員も業者も足りず，工事の資機材も集まらず，足かせになるかもしれません」と述べている――2012年3月8日付朝日新聞）。筆者の宮城県からのヒアリングによれば，「他県の職員を中心にかなりの人数来ていただいている。ノウハウのある関西から数百人は来てもらっている。またURからも入っている。事務自体をURに委託することもある」とのことであった。知事の発言は，この実情をふまえてもなお不足と言う意味であろう。他方，筆者の仙台市からのヒアリングでは「本庁舎があり，被害の大きかった地域も含めて区役所も使えるのでマンパワーはほぼ失われていないし，他の応援すらもらっている。非常に恵まれた状態である。対比して，沿岸部自治体を見せてもらったが，やはり行政の姿がみえない状態である。民間は徐々に動き始めていると見えるが行政はどうなっているのかが見えない。心配だ」とのことであり，宮城県全体のマンパワーの状況はこれらから理解できよう。

可等がなされたものとみなすこととされている。

大きな被災から立ち直るためにはこの種のことは考えなければならないが，前述したように，復興整備協議会などの審議がどれほどの質をもって実施されるのかが決定的に重要である。

(ア) ゾーニングの変更等　48条

個別法において市町村又は道県が行うこととされている以下のゾーニングの変更等について，ワンストップ処理の対象とすることができる。ただし，個別法において道県が変更等を行うこととされているゾーニングについては，市町村と道県が共同して復興整備計画を作成する必要がある。

- 土地利用基本計画の変更（国土利用計画法）
- 都市計画区域の指定，変更又は廃止（都市計画法）
- 都市計画の決定又は変更（都市計画法）
- 農業振興地域の変更（農業振興地域の整備に関する法律）
- 農用地利用計画の変更（農業振興地域の整備に関する法律）
- 地域森林計画区域の変更（森林法）
- 保安林の指定又は解除（森林法）
- 漁港区域の指定，変更又は指定の取消し（漁港漁場整備法）

(イ) 許認可　49条

以下の許認可について，ワンストップ処理の対象とすることができる。

- 農地転用の許可（農地法）
- 都市計画区域における開発行為等の許可（都市計画法）
- 都市計画事業の認可等（都市計画法）
- 農用地区域における開発行為の許可（農業振興地域の整備に関する法律）
- 地域森林計画の対象民有林における開発行為の許可（森林法）
- 保安林における立木の伐採等の許可（森林法）
- 特別地域における工作物の新築の許可等（自然公園法）
- 漁港区域における工作物の建設等の許可（漁港漁場整備法）

• 港湾区域における工事の許可等（港湾法）

⑵　事業計画の作成

以下の事業計画の作成について，ワンストップ処理の対象とすることができる。52条５項，53条８項，54条10項，55条４項

• 土地改良事業計画（土地改良法）
• 集団移転促進事業計画（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律）
• 住宅地区改良事業計画（住宅地区改良法）
• 特定漁港漁場整備事業計画（漁港漁場整備法）

２　復興一体事業の創設　57～63条

今般の津波による被害を受けた地域の中には，その土地利用において農地と市街地が混在している地域が多く見られるが，こうした地域において，今後，災害に強い地域づくりを推進しつつ，円滑かつ迅速に復興を図るためには，市町村が土地区画整理事業，農業用用排水施設の新設等及び農用地の改良又は保全のため必要な事業を一体的に施行し，地域の特性に応じた土地利用の再編を行うことが必要となる。

このため，復興整備事業の一類型として，第１号地域内の安全な市街地の整備と農業生産基盤の整備を一体的に行うことのできる復興一体事業制度が創設された。

当該事業の事業計画においては，例えば，盛土，嵩かさ上，高台切土による措置を講じた土地に，住宅及び公益的施設（学校，病院等）を集約するための区域（津波復興住宅等建設区）を定め，住宅又は公益的施設の宅地の所有者が，当該区域内への換地の申出をすることができることとなっている。

3　土地区画整理事業及び復興一体事業に関する特例　51条

⑴　内　　容

現行制度上，地方公共団体は，市街化調整区域において土地区画整理事業を施行することができないが，被災地域の円滑かつ迅速な復興のためには，市街化調整区域においても土地区画整理事業又は復興一体事業を施行できることとすることが必要となると特区法は考えた。

このため，土地区画整理事業については，第１号地域，第２号地域及び第３号地域内の市街化調整区域において，復興一体事業については第１号地域内の市街化調整区域において，それぞれ事業を施行することができることとされた。

復興特区法の復興整備計画事業の中核は土地区画整理事業，土地区画整理法の準用方式を基本とする特例であることがわかる。

復興一体事業，被災市街地復興土地区画整理事業は，法律ではなく予算上の拡充措置として実施されるが（土地区画整理法121条），復興特区法は区画整理の都市計画決定，事業認可，仮換地指定，換地処分といった法定手続には変更は加えていない。法的特例は次のような点に現れる。

- 土地区画整理と農業基盤整備事業とを一体的に実施できる（法57条）
- 高台移転のための原位置から津波復興住宅等建設区への飛び換地（ツイン区画整理法62条）を可能とする。
- 上述したように都市計画法13条１項12号で禁止されている地方公共団体の市街化調整区域での区画整理を認める（法51条）

⑵　若干のコメント

これらの方式は，地方公共団体がそのまちづくりプランに合わせ，住宅地と農地を区別し，住宅地の高台移転のために区画整理が広範におこなわれることを想定している。高台移転の是非には議論があるが，そのことも含め，この分野は推進する地方公共団体と被災者との利害が最も先鋭に現れる。各地方公共団体のまちづくりプランが被災者である住民主体でなされることが求められる。

4　土地改良事業に関する特例　52条

土地改良事業は，原則，15人以上の農業者の申請を要件として実施しているが，東日本大震災に伴う津波の被害（農地の塩害，農業機械の流出等）により，農業経営の再開に３～５年かかる状況にあり，離農を希望する農業者も存在する中で，農業者が15人以上集まるのは困難な場合もあると考えらる。

他方，被災地域の農業は，地域経済・国民への食料の安定供給の面において，重要な役割を果たしており，緊急に復興させる必要がある。

このため，農業者の申請によらず，県の発意で，県営の事業として区画整理・農用地造成・客土・暗渠排水の土地改良事業を行うことができることとしている。

5　集団移転促進事業に関する特例　53条

⑴　内　　容

「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」（昭47年）の特例で，① 住宅団地の用地取得・造成費について，移転者等に分譲する場合も分譲価格（市場価格）を超える部分を補助対象化，② 住宅団地に関連する公益的施設（病院等）の用地取得・造成費の補助対象化（有償譲渡等の場合は①と同じ取扱い）とする。

⑵　若干のコメント

これは移転前の地区が建築制限にかかっていることを前提に，自治体に土地を買取らせて計画することになるが，移転先の土地購入や住宅建設の費用の大半は被災者の自己負担であり，非常に活用しにくい事業となると思われる（朝日新聞2012年２月25日付参照）。

実際に現地でいま進んでいる事業はこれである。後述14，15も参照されたい。

6　住宅地区改良事業に関する特例　54条

⑴　内　　容

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域で住宅街の再生を図るため，被災地域の実情を踏まえた円滑かつ弾力的な住宅地区改良事業の施行が求められるところである。特に，被災した住宅の中には，基礎が崩れて土地に定着しなくなるなど建築物に該当しないものも見受けられているところ，これらは住宅地区改良法の不良住宅に該当しないことから同事業の施行要件を満たせない地域が出てくるおそれがあり，そのようなものも含めて，不良住宅が密集している地区を改良地区として指定する必要がある。

このため，住宅地区改良事業については，同事業の施行地区たる改良地区の指定手続について，ワンストップ処理を可能とし，住宅地区改良法によることなく，改良地区の指定があったものとみなす特例を設けるとともに，居住の用に供される建築物であったもので震災によって損壊したため建築物でなくなったものを不良住宅とみなして，住宅地区改良法の規定を適用することができることとされている。

⑵　若干のコメント

阪神大震災ではほとんど活用されなかったこの制度が東北地方でどの程度活用されるかを注目したい[12)]。

7　地籍調査の実施に関する特例　56条

東日本大震災では，津波により土地の境界を示す物的証拠が流失するなど，現地における土地の境界が不明確となり，復興に向けた事業等が円滑かつ迅速に進まない状況が想定される。この事態を回避するには，地方公共団体が行う地籍調査により土地の境界を明確にすることが有用だが，地

12）　筆者は，前号注15に載せた阪神・淡路まちづくり支援機構付属研究会編「提言大震災に学ぶ住宅とまちづくり」71～90頁に「復興まちづくりにおけるミニ・ソフト型住宅地区改良事業の活用方策について」を共同執筆した。

方公共団体の中には被災により行政機能が低下し，地籍調査の実施が極めて困難となっている団体がある。

このため，国土交通省が行う地籍調査に関する事項が記載された復興整備計画が公表されたときは，地方公共団体に代わって国土交通省が当該地籍調査を行うこととされた。

境界の明確化のため，所有者が所在不明でも，国による調査代行可能，事業実施主体による筆界特定申請可能，土地の立入り可能になった。

8　筆界特定の申請に関する特例　73条

復興整備事業のための用地取得に当たっては，土地の境界の明確化が必要となるが，津波による被害により，境界を明確化する上で参考となる物的証拠の流失や，避難先が不明等となっている土地所有者が多数に上るなど，通常時と比べ境界の明確化が困難となる場合が多いと考えられる。境界を明確化するための手段として筆界特定制度があるものの，現行制度では，その申請者は土地の所有権登記名義人等に限られている。

このため，復興整備事業（土地収用法による事業認定を受けた事業等に限る。）の実施主体は，筆界特定登記官に対し，復興整備事業の実施区域内の土地及びこれに隣接する他の土地との筆界について，これらの土地の所有者の承諾を得て，筆界特定を申請することができることとされた。土地所有者のうちに所在不明の者がある場合には，その者の承諾を得ることは要しないとされている。

9　環境影響評価手続に関する特例　72条

通常，環境影響評価法に基づく環境アセスメントの手続には２年半から３年程度の期間を要するようだが，被災住民の生活再建に不可欠な事業については迅速な対応が求められる一方，特例の対象となる事業は，被災区域ではない場所において行われる新たな開発を伴う大規模な事業であるため，環境に著しい影響を及ぼすおそれがある。

このため，復興整備事業として行われる土地区画整理事業及び鉄道・軌道の建設・改良事業について，環境影響評価法の趣旨に則して，地域住民や地方公共団体への意見聴取及び環境大臣意見の提出等の機会を最低限確保するとともに，既存資料等を活用して環境アセスメントを実施することにより，適正な環境保全の配慮をしつつ，手続の迅速化を図るものとされた。

10　独立行政法人都市再生機構の業務に関する特例　74条

独立行政法人都市再生機構は，大都市及び地域社会の中心となる都市の既成市街地において，市街地の整備改善等に関する業務を行うことを基本としており，これらの地域以外の地域においては，当該業務の遂行に支障のない範囲内でのみ受託業務を行うことができることとされた。

東日本大震災による被災状況を踏まえ，被災地域の復興に十分対応できるようにするため，復興整備事業として行われる土地区画整理事業等に係る業務を独立行政法人都市再生機構が受託する場合においては，上記の受託業務の要件を適用しないこととされた。

11　農業振興地域の整備に関する法律の特例　75条

土地改良事業等を実施した農地については，農用地区域外に代替地がない，農用地の集団化・担い手への農地の利用集積等に支障がない，事業の完了後８年を経過した土地である場合には除外することが可能である。しかし，復興整備事業として実施される土地改良事業又は復興一体事業は，「災害に強い地域づくり」という地域の目標達成の一翼を担って実施されるものであり，仮に復興整備計画の期間が満了していない段階で農用地区域からの除外を認めるとなると，当該目標の達成が困難となるおそれがある。

このため，土地改良事業又は復興一体事業が施行された農地を農用地区域から除外することについては，農用地区域の変更に係る要件のいずれか

を満たさない場合のほか，復興整備計画の期間が満了していない場合には，認めないこととされた。

12　津波防災地域づくりに関する法律の特例　76条

今回の津波被災を機に制定された津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく，推進計画の区域内において適用される津波防護施設の整備，指定津波防護施設の指定及び津波からの避難に資する建築物の容積率の特例を，被災地域において速やかに適用させることは，早期復興に資するわけですが，津波による被害によって行政機能が低下していることから，復興整備計画と推進計画の２つの計画を作成する負担を軽減する必要がある。

このため，津波による被害を受けた被災関連市町村が，津波防災地域づくり法に規定する基本指針に基づき，一定の事項を記載した復興整備計画を作成した場合においては，津波防護施設管理者は，推進計画によらず，当該復興整備計画に則して，津波防護施設の新設又は改良を行うことができることとし，また，当該復興整備計画の計画区域を推進計画区域とみなして，津波からの避難に資する建築物の容積率の特例及び指定津波防護施設の指定の規定を適用できることとされた。

なお，津波防災地域づくり法の施行に伴い，都市計画法の一部改正が行われ，一団地の津波防災拠点市街地形成施設が都市施設に追加された。同施設の整備に係る事業を復興整備事業として復興整備計画に定めることにより，復興整備計画に係る特例を適用することができる。

13　復興整備計画の実施についての横断的措置　64～71条

届出対象区域内における建築等の届出等，整備計画のための土地の立入り・障害物の末除・土地の試掘等，整備事業のための土地の立入り・障害物の末除・土地の試掘等，証明書等の携帯，土地の立入り等に伴う損失の補償，資料の提出その他の協力について横断的規定を置いている。これ

は，さまざまな事業法にはある規定を全体としてここに整理して，復興整備計画，事業をすすめるための手続を明確にしたものである。

14　これらの制度の活用度の現状

2012年 6 月12日現在の認定計画は次のとおりである。

復興整備計画の公表状況

（平成24年 6 月12日現在）

地域		地区名	事業	公表日（予定含む）
岩手	大船渡市	門之浜地区，小細浦地区，田浜地区，崎浜地区	• 集団移転促進事業	3 月30日
	陸前高田市	長部地区	• 集団移転促進事業	3 月30日
		今泉地区	• 土地区画整理事業	3 月30日
		高田地区，高田東地区，高田西地区	• 土地区画整理事業 • 都市施設の整備に関する事業（津波復興拠点事業）	3 月30日
	山田町	織笠地区	• 集団移転促進事業	3 月30日
	野田村	城内地区	• 集団移転促進事業 • 土地区画整理事業 • 都市施設の整備に関する事業（都市公園事業）	3 月30日
		米田・南浜地区，泉沢地区	• 集団移転促進事業 • 都市施設の整備に関する事業（都市公園事業）	3 月30日
宮城	石巻市	新蛇田地区	• 土地区画整理事業	3 月30日
		鹿立浜地区，小室地区	• 集団移転促進事業	3 月30日
		桃浦地区，竹浜地区，小網倉浜・清水田浜地区，給分浜地区，十八成浜地区，鮫浦地区，前網浜地区，名振地区，船越前網浜地区，熊沢・大須地区，小指地区	• 集団移転促進事業	4 月27日
	名取市	閖上地区	• 土地区画整理事業 • 都市施設の整備に関する事業（都市計画道路事業）	3 月30日
	岩沼市	玉浦西地区，三軒茶屋西地区	• 災害公営住宅整備事業 • 集団移転促進事業	3 月30日 5 月30日 （玉浦西地区の市街化調整区域の開発行為許可みなし）
	気仙沼市	大沢地区，階上長磯浜地区，登米沢地区，舞根 2 地区，小泉町地区	• 集団移転促進事業	5 月25日
	東松島市	野蒜北部丘陵地区	• 土地区画整理事業	5 月30日
	山元町	山下地区	• 災害公営住宅整備事業	3 月30日
	女川町	鷲神浜他	• 土地区画整理事業	3 月30日
福島	相馬市	刈敷田地区，細田地区，磯部中西地区，鷲山地区，馬場野地区	• 災害公営住宅整備事業 • 防災集団移転促進事業	6 月12日
		南ノ入地区，荒田地区	• 防災集団移転促進事業	
		明神前地区，原窯地区	• 災害公営住宅整備事業	
	いわき市	末続地区，金ヶ沢地区	• 防災集団移転促進事業	
		四倉地区，平沼ノ内地区，平薄磯地区，平豊間地区	• 災害公営住宅整備事業	

（復興庁 HP より）

15　地方公共団体からのヒアリング

（岩手県）

「宮城県とは異なり，4 市町村のも許認可の特例を受けるための計画の段階までは行っていない。土地利用基本計画等の変更や許認可等に係る事項はなく，復興整備事業の実施主体，実施区域，実施予定期間等について住民の意向を反映した構想が固まった復興整備事業について記載しているもの。

たとえば大船渡市の復興整備計画は事業では『集団移転促進事業』が４地区で具体化されている。

陸前高田市では『市街地開発事業』が２地区，『集団移転促進事業』が１地区で具体化されている。

山田町では『集団移転促進事業』が１地区で具体化されている。

野田村では『市街地開発事業』が１地区，『集団移転促進事業』が２地区，『都市施設の整備に関する事業』が１地区で具体化されている。

２か月に１回くらいの合同協議会を開催しながら，具体化してきたい。６～９月くらいになるだろう」。

（宮城県）

「宮城県下の整備計画は３月30日までに石巻市，名取市，岩沼市，山元町，女川町が公表され，４月27日に石巻市の２回目の公表があった。今進めている最中だ。

防災集団移転促進事業が一番多い。石巻市だけでも10何カ所で計画され，さらに10数カ所で計画が進められている。それにどのような特例をさらに適用するかを決めていく。不動産の評価も75％とか80％前後で進められていると聞いている。インフラ整備が進むことを前提に高く買取る自治体もあれば，色々なやり方だ。独自財源を組む自治体もある。どこに移転するかは各復興計画の中に書かれている。

仙台市の被災地の移転先は新井地区と言うところで，これから地下鉄も延びるところ。もともと価格が高い土地だ。そこに沿岸部の荒浜地区から移る場合，元々価格が違うこととなる。

防災集団移転以外では区画整理もある。詳しくは各市町の HP を見られたい」。

「土地利用計画が固まったので，外すところは外していくことになる。宮城県が広く84条の建築規制をかけたのは都市計画，復興計画を決めるまでの間必要だと考えたからだ。ゾーニングが決まった段階で，制限をかけ

たところでも居住をさせるということになったところは外す，かけ続けるところは別な法律でかけ続ける。被災市街地特別措置法で」。

（仙台市）

「協議会は立ち上げたが開く前の段階。

最初に出てくるのは防災集団移転促進事業だと思う。今月中にその事業計画をまとめたい。市街地系の事業については，仙台市は市街地をほとんどやられていないので南三陸あたりとは整備計画の使い方も違ってくる。

集団移転するところは災害危険区域に指定したところで，住区系の建築制限をかけているので，住宅地を生み出すための区画整理は基本的にはない。公園くらいだと思う。

若林区のあたり，除塩をしてもう一度農地に戻すこともある。大規模化もウェルカムだ。サイゼリアがトマト栽培をやるという話しもある」。

「集団移転自体は大多数のご意見で一致しているが，どこに行くか，移転先の住宅の形状（自分で土地購入・家建設，市から土地だけ貸す，災害公営住宅—集合，戸建て）などでは色んな意見が出る。それによって移転先の土地造成，公営住宅の建設などの必要性が出てくる。

高台移転は沿岸部の土地を売って山の方に移転することになる。他の自治体のように，中心部であった沿岸部から高台なので，売値と買値の調整はつくということがあるが，仙台市は逆である。沿岸部は調整区域であり，元々地価は低かった。移転する先は場所によっては８倍もする土地になる（被災土地の評価は元の７割くらい）。通常は土地は買えないと言うことになる。一世帯一世帯お話しを聞いたら，難しいと言うことが納得されつつある。そうは言っても広大な土地住宅だった人を集合住宅に住めともなかなか言えないこともあり，工夫（期限の付いた貸し地，上物の建設資金だけ用意してもらうなど）を重ねている。その市が必要な資金を交付金で手当てできないかとも考え，国と交渉している。厳しい交渉をしている」。

「避難所，仮設については神戸市の経験を生かした。そして次の住宅と言うことになる。ただ，みなさんがそれを望むわけでもない。コミュニティから出たいと考える人もいるようだ。たとえば仮設はプレハブ，借り上げも含めて今１万１千世帯近く。民間借り上げ9000世帯。もっとプレハブを建てなければならないと思っていたが，意外とバラバラになる借り上げを選んだ人が多かった。バリエーションをつけたい」。

第５　復興交付金事業計画

概要は本稿の第２で述べた。

復興特区法は定義規定（２条）では復興交付金事業計画を正面から定義せず，77条以下に復興交付金や復興交付金事業をの内容を規定している。

１　復興交付金，復興交付金事業，復興交付金事業計画

復興特区法，同施行規則（内閣府令），基本方針で定められている内容。

復興交付金は法78条２項で「国は，特定市町村又は特定都道県に対し，前項の規定により提出された復興交付金事業計画に係る復興交付金事業等の実施に要する経費に充てるため，内閣府令で定めるところにより，予算の範囲内で，交付金を交付することができる」と定められ，これが復興交付金である。３で詳細に見る。

復興交付金事業は，法77条２項３号と内閣府令，さらに同法同条同項４号によるものとされている。法では土地区画整理事業，集団移転促進事業，道路の新設又は改築に関する事業，公営住宅の整備又は管理に関する事業，土地改良事業，漁港漁場整備事業が定められ，内閣府令である施行規則44条にその他の事業が定められている。これを整理して，復興庁のホームページに掲載されている「復興特区制度説明資料」では，平成23年度の３次補正予算による対象事業として40事業が載せられている。これらの事業の所管は，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，国土交通省，環

境省である。くわえて同法同条同項４号で「前号に掲げる事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の著しい被害を受けた地域の復興のため同号に掲げる事業に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業又は事務に関する事項」があげられる。

復興交付金事業計画とは，これら法と内閣府令に定める基幹40事業，それに関連する効果促進事業等に関する事業計画のことである。

どのような事業がこれに属するかは次表をみられたい。

基幹事業における対象事業（５省40事業）

※本リストは３次補正予算における対象事業であり，復興期間全体を通した場合には，内容が変更となる可能性がある。

番号	事業名	番号	事業名
文部科学省		18	道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））
1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新増築・統合）	19	道路事業（道路の防災・震災対策等）
2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）	20	災害公営住宅整備事業 （災害公営住宅整備事業，災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等）
3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業		
4	埋蔵文化財発掘調査事業	21	災害公営住宅家賃低廉化事業
農林水産省		22	東日本大震災特別家賃低減事業【新規】
5	医療施設耐震化事業	23	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修，エレベーター改修）
6	介護基盤復興まちづくり整備事業【新規】 （「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）	24	住宅地区改良事業（不良住宅除去，改良住宅の建設等）
		25	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除去，小規模改良住宅の建設等）
7	保育所等の複合化・多機能化推進事業	26	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）
農林水産省		27	優良建築物等整備事業（市街地住宅の供給，任意の再開発等）
8	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 （集落排水等の集落基盤，農地等の生産基盤整備等）	28	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）
		29	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）
9	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業 （被災した生産施設，生活環境施設，地域間交流拠点整備等）	30	造成宅地滑動崩落緊急対策事業【新規】
		31	津波復興拠点整備事業【新規】
10	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 （麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等）	32	市街地再開発事業
		33	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
11	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	34	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）
12	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤嵩上げ，生活基盤整備等）	35	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）
13	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地嵩上げ，排水対策等）	36	都市防災総合推進事業（津波シミュレーション等の計画策定等）
14	水産業共同利用施設復興整備事業 （水産業共同利用施設，漁港施設，放流用種苗生産施設整備等）	37	下水道事業
		38	都市公園事業
15	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	39	防災集団移転促進事業
16	木質バイオマス施設等緊急整備事業	環境省	
国土交通省		40	低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業
17	道路事業（市街地相互の接続道路）		

「東日本大震災復興特別区域法資料」〔2012年２月　復興庁〕59頁より引用（復興庁 HP より）

2　基本方針における内容

ア　対象事業等

法第77条第２項第３号に規定するいわゆる基幹事業については，個別の事業ごとの補助対象や補助要件等が地方公共団体にとって明確なものとな

るよう，交付要綱において定めることとする。

また，同項第4号に規定するいわゆる効果促進事業等（関連事業）の使途については，地方公共団体が，復興交付金事業計画において，基幹事業との関連性を合理的に説明することを前提として，地方の特性に即して自主的かつ主体的に実施される事業を幅広く対象とするものとし，制度要綱において定めることとする。

また，その執行官庁については，各事業ごとに，地方公共団体がその関連性を説明した基幹事業を執行する省庁において行うことを原則とし，各省庁間で調整が必要な場合には，復興庁が決定するものとする。

イ　事業の効率性・透明性の確保

復興交付金を充てて行う事業については，現下の厳しい経済・財政状況において，実施されるものであることに鑑み，地方公共団体は，事業の効率性の確保及びコスト縮減に努めるとともに，国民に対して適切に情報を開示するなどして，事業の透明性を確保するよう努める。

また，地方公共団体は，復興交付金事業計画終了年度の翌年度の12月末日までに，計画に掲げる目標の達成状況及び事業又は事務の実施状況に関する調査及び分析を行い，復興交付金事業計画の実績に関する評価を行うものとする。その際，第三者の観点等も加えて，客観的な評価を行うよう努めることとする。

ウ　対象事業の見直し等

復興交付金の対象事業については，地方公共団体からの要望・提案等を踏まえ，国において，必要に応じて見直しを行うこととする。

また，今後の予算編成に当たっては，地方公共団体における復興交付金事業計画の策定状況や復興交付金の執行状況等を踏まえつつ，必要な措置を講ずることとする。

3　復興交付金の詳細

⑴　基本理念　79条

復興交付金は，地方公共団体がその地域の特性に即して，自主的かつ主体的に実施する復興のための地域づくりに関する事業を推進することを目的として，交付するものである。このため，国は，復興交付金の交付に当たっては，地方公共団体がその創意工夫を発揮して事業を実施することができるように十分に配慮するものとされている。この項目は衆議院で修正追加されたもの。

⑵　復興交付金事業計画の作成・提出及び復興交付金の交付に関する手続

施行規則45条～47条に次のように定められている。

ア　復興交付金を充てて事業を行おうとする地方公共団体は，当該事業に関する復興交付金事業計画を作成し，内閣総理大臣に提出する。

イ　内閣総理大臣は，復興交付金事業計画の内容に基づき，地方公共団体ごとの復興交付金の交付可能額を決定し，各地方公共団体に通知する。

ウ　地方公共団体は，交付可能額を踏まえ，復興交付金の交付申請を行う。

このほか，復興交付金事業計画の作成・提出及び復興交付金の交付に関する具体的な事項については，別に定める制度要綱及び交付要綱等によるところとする。

⑶　手続の簡素化，配分・執行の弾力化について

基本方針は次のように定める。

ア　手続の簡素化

地方公共団体の事務手続に係る負担を軽減する観点から，復興交付金事業計画の提出や交付申請等の手続に係る国の窓口を復興庁に一本化するとともに，交付申請，予算の繰越，事業の変更等の各種手続に当たり，地方公共団体が行うこと。

書類作成等の事務について，できる限り簡素化する。

イ　配分の弾力化

復興交付金の配分に当たっては，地方公共団体のニーズや事業の進捗状況等を勘案して，弾力的な運用となるよう配慮するものとし，制度要綱において定めることとする。

ウ　執行の弾力化

地方公共団体における復興交付金の弾力的な執行を確保する観点から，制度要綱に定めるところにより，事業間における交付金の流用に柔軟に対応するとともに，基金の設置等を可能とするものとする。

4　１回目２回目の交付可能額は次のとおりである。

記者発表資料

平成24年３月２日
復　興　庁

復興交付金の交付可能額通知（第１回目）について

１．交付可能額について（県別、単位は億円）

第１回提出された交付金事業計画に対して行う交付可能額の通知は各県別に以下のとおり。

		青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	合計
交付可能額	事業費	18.3	957.2	1,436.2	603.3	28.2	8.1	1.8	3,053.2
	国費	15.7	797.6	1,161.5	505.1	21.9	6.1	1.4	2,509.4

（注）計数は精査の結果、今後変動があり得る。
また、端数処理により合計と一致しない場合がある。

2．主な事業（計数は事業費）

○　水産・漁港関連施設整備事業（21 市町村、約 258 億円）

○　防災集団移転促進事業(早期事業着手が見込まれるもの（事業費込）、12 市町村、54 地区、約 5,200 戸、約 437 億円)

（注）24 年度第１四半期までに事業着手するもの。事業完了は早い地区で 25 年度を予定

○　防災集団移転促進事業（その他（調査費）、15 市町村、約 79 億円）

○　災害公営住宅整備事業（32 市町村、約 1,356 億円）

（注）上記のうち 24 年度までに着工、25 年度完成を予定するもの約 5,500 戸

○　農地整備事業（16 市町村、約 52.8 億円）

○　都市防災総合推進事業（調査費等、39 市町村、約 30.0 億円）

○　市街地液状化対策事業（調査費、６市町村、約 7.9 億円）

○　造成宅地滑動崩落対策事業（12 市町村、約 324.7 億円）

（以下略）

記者発表資料

平成 24 年５月 25 日

復　興　庁

復興交付金の交付可能額通知（第２回目）について

1．交付可能額について（県別、単位は億円）

第２回提出された交付金事業計画に対して行う交付可能額の通知は各県別に以下のとおり（市町村別は別紙１）。

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	新潟県	長野県	合　計
事業費	0.9	980.6	1,703.6	371.4	44.6	53.9	0.9	9.9	3,165.9
国費	0.7	798.5	1,418.2	306.1	37.2	42.0	0.8	8.4	2,611.9

（注）計数は県別に集計した市町村事業、県事業を合計したものである。
計数は精査の結果、今後変動があり得る。
また、端数処理により合計と一致しない場合がある。

２．主な事業（計数は事業費）
○　水産・漁港関連施設整備事業（18 市町村、約 153.4 億円）
○　防災集団移転促進事業（17 市町、約 1,288 億円）
（注）上記のうち事業費は 15 市町、92 地区、約 11,000 戸、約 1,255 億円（24 年度第２四半期までに事業着手するもの、別紙２）
○　災害公営住宅整備事業（27 市町村、約 417 億円、うち 24 年度に事業着手、25 年度完成を予定するもの約 2,000 戸、別紙３）
○　農地整備事業（11 市町村、約 13.6 億円）
○　市街地液状化対策事業（調査費、７市、約 8.2 億円）
○　造成宅地滑動崩落対策事業（６市町、約 7.3 億円）

防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業、都市再生区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業のうち早期実施が見込まれるものについては、当面の要望事業費に加え、実施目途が立った事業費も追加で配分。

市街地の再生を加速させるため、防災集団移転促進事業、都市再生区画整理事業、市街地再開発事業、津波復興拠点整備事業、漁業集落防災機能強化事業について効果促進事業等を一括配分（別紙４）

（以下略）

5　制度立ち上がり時の評価

報道では，事業が絞られ，縦割りで，財政懸念から出し渋りだという現地の不満が伝えられている[13)]。１事業ずつの査定は補助金と同じで，復興庁は「査定庁」だと村井嘉浩宮城県知事は酷評した[14)]。しかし同知事は平成24年５月下旬の第二次配分については一転高評価し，査定庁改め「真骨庁」になったと言った[15)]。

筆者の地方公共団体からのヒアリングでは次のようになっている。

（岩手県）

「使い勝手の良い交付金を期待したが実際には省庁縦割りで使い勝手は

13）　朝日新聞2012年１月22日，２月１日，３月３日付。
14）　朝日新聞同３月８日付。
15）　河北新報2012年５月29日付。

悪い。しかもなかなか計画どおりには認められないなという感じ。第１回はくらし，身近なものが採択されたのであろう。まちづくりとの調整が必要なものは除かれている。第２回はもう少し広がるであろう。３か月に１回実施される。

基幹事業も効果促進事業も作るのがやっかいでまだ市町村からはなかなか出て来ていない。

基金なので繰り越しなどの手続が要らない点はいい。５年間分を１回目は23，24年度分，第２回目は24年度分。

基金は省庁別に管理せよということになっている。時系列では基金の良さは出るが，横の点では省庁別。どこが交付金なのかと思わざるを得ない。

１回目は特に，どのようなものが採択されるかわからないままで市町村は作業をしてたいへんだった。途中でヒアリングの機会が２回ほどあった。査定庁と批判もされたことは周知のとおり。

２回目は少しわかってきた。

復興庁も効果促進事業などの捉え方を緩和するようだ。

事業選択により，被災者間の格差が出る可能性がある。基幹事業でそうなら効果促進事業で調整することも考えられてよい。ただ目的の範囲でなければならない」。

（宮城県）

「第１回目は50数％で低かったが，２回目がもうすぐ発表される。１回目については，国にも反省があり，当方にも擦り合わせが悪かった面があった。

基幹としては区画整理，漁業集落整備など310事業，効果促進としては46事業が申請の基礎となっている。

基幹事業に盛り込まれていない，要するに財源の裏付けがないもので効果促進事業やりたいというボリュームがある。ただ効果促進事業は基幹事

業の何％と縛りがある。例えば町道に堤防と同じ機能を持たせるためには財源がないので，効果促進事業をあてたいと考えている自治体もある」。

（仙台市）

「従来のものと比べれば使い勝手はいいと思うが，総額が足りないと言う問題がある。地方が正直ベースで言っているのか，国の積算基準はどうなのかとかの問題もある。仙台市はかなりつけてもらった。

国は必要度の高いものから付けていっていると思う。事業進捗度の問題もあろうと思う。順次つくだろうと考えて事業を進めているとき，心配は最後の方になるまで金はあるのかという点だ」。